

## 重 要 事 項

### ●概 要

施設名称	介護老人保健施設 やまゆりの里
管理者	施設長 鎌田 桂
事業内容	介護老人保健施設 (定員83床) (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (定員17名) 送迎対象：遠野市 提供日：月曜～金曜 (土日祝日休み)
開設	平成17年4月11日
所在地	岩手県遠野市宮守町達曾部 27-20-11
運営法人	医療法人 中庸会
介護保険指定番号	0352980015号

### ●運営方針

医学的管理下で個々の利用者に相応しい介護、リハビリテーション、栄養管理等、多職種が連携したサービスを提供し、身体的能力の維持・改善にアプローチします。また、ご本人は勿論、ご家族様の心身の負担を軽減することにも尽力し、安心して在宅での生活が送れるよう支援することに努めます。

### ●職員および勤務体制

介護老人保健施設・(介護予防) 短期入所老要介護

職 種	人員数	勤務時間
医 師	1	8:30～17:30
看護師	8	① 7:00～16:00 ② 9:00～18:00 ③ 10:00～19:00 ④ 16:00～10:00

介護職員	23	① 7:00~16:00 ② 9:00~18:00 ③ 10:00~19:00 ④ 16:00~10:00
理学・作業療法士	2	8:30~17:30
鍼灸・按摩師	1	8:30~17:30
支援相談員	1	8:30~17:30
介護支援相談員	2	8:30~17:30
管理栄養士	2	8:30~17:30
事務員	4	8:30~17:30

(介護予防) 通所リハビリテーション

職 種	人員数	勤務時間
医 師	1	8:30~17:30
理学・作業療法士	1	8:30~17:30
介護職員	2	8:30~17:30
管理栄養士	1	8:30~17:30

●協力医療機関

岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩 14-74
花巻市石鳥谷医療センター	花巻市石鳥谷町八幡 5-47-2
かしわばら歯科クリニック	遠野市宮守町下宮守 26-103-3

●従業員の職務内容

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

#### ●利用者負担の額

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（契約書別紙2）による。

#### ●身体の拘束等

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

### ●虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

### ●褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### ●施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (3) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いることは禁止する。
- (5) 施設の秩序・風紀を乱し、又は安全衛生を害することは禁止する。
- (6) 無断で備品等の位置形状を変更することや、建物設備等に損害を与えることは禁止する。

### ●非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

●業務継続計画の策定等)

- (1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、また非常時の体制で早期の業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

●事故発生の防止及び発生時の対応)

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- (3) 事故発生の防止の為に委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

●要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0198-69-5551)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設が提供するサービスに関する相談や苦情は次の窓口で受け付けます。

① 当施設相談窓口

相談解決責任者 管理者

相談受付担当者 支援相談員

電話 0198-69-5551

② 管轄保険者 遠野市（介護保険担当）

電話 0198-62-5111

③ 岩手県国民健康保険団体連合会（介護保険担当）

電話 019-623-4321

●第三者評価実施状況

当施設に於いては、第三者評価は実施しておりません。

●秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。